

# 各種書類提出・手続等について

## 耕畜連携助成の提出書類について



提出書類名	提出期限	提出先	備考
1.利用供給協定書	6月11日	八代市農業再生協議会 (八代市農業振興課内)	3年以上を締結期間
2.自家利用計画書	6月11日		自家利用の場合のみ
3.作業日誌	実施後すみやかに		
4.出荷した数量・金額等 が確認できる伝票	実施後すみやかに		

## 耕畜連携の助成の対象の取組パターン及び要件

取組の種類	取組要件
①飼料用米・米粉用米・わら専用 稻の稻わらの飼料利用	・そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稻の作付けであること。
②粗飼料生産水田への たい肥の散布	・たい肥は水田粗飼料作物を給与した家畜由来のものであり、自己たい肥でないこと。粗飼料生産者が散布する場合は3ページに記載されている確認書類を提出すること。 ・散布量が2トン又は4立方m／10a以上であること等

※1:自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とします。

# 捨てづくりの防止

- ・栽培方法や肥培管理が不適切な場合(捨てづくり)には交付金は交付されません。
- ・このうち、加工用米(※区分管理方式の場合に限る)については当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合、米粉用・飼料用米は、配分単収マイナス150kgを下回った場合、WCS用稻については近隣ほ場の主食用米の育成状況等と比較して十分な収量が得られないと判断される場合には、その理由書を提出していただきます。自然災害等の合理的な理由がなく、捨てづくりと判断される場合は、交付金は交付されません。

## 〈確認書類〉 それぞれ八代市農業再生協議会へ提出が必要です。

麦・大豆・そば	実需者との播種前契約または直売所等での販売計画書、農産物検査結果通知書、出荷した数量・金額等が確認できる伝票、作業日誌 など
なたね	実需者との播種前契約または直売所等での販売計画書、品種名が分かる書類、製油委託伝票(数量が分かるもの)、出荷した数量・金額等が確認できる伝票、作業日誌 など
飼料用米	新規需要米取組計画書、作業日誌 など
WCS用稻	新規需要米取組計画書、作業日誌・写真(1筆毎または同一作業を行う単位ごと) など
加工用米	加工用米取組計画書、作業日誌 など
飼料作物	実需者との「利用供給協定書」または「自家利用計画書」、作業日誌 など
その他作物	出荷した数量・金額等が確認できる伝票、作業日誌 など
耕畜連携助成	連携の相手先と3年以上を締結期間とする「利用供給協定書」または、自家利用の場合には「自家利用計画書」、作業日誌、出荷した数量・金額等が確認できる伝票など たい肥を粗飼料生産者が散布する場合には、上記の書類に加えて、散布状況の写真(散布日、圃場の地名地番が写っているもの)、たい肥の搬出状況写真(搬出日、搬出先名、搬出量が写っているもの)、たい肥の購入数量が分かる伝票または、領収書